

令和5年度栃木市パブリックコメント実施状況

調査票1

No.	名称	担当課	募集期間	提案者数 (人)	提案件数 (件)	ホームページ		広報とちぎ		SNS による周知	報道機関への情報 提供 【実施の情報提 供】	住民説明会
						募集記事掲載	結果記事掲載	募集記事掲載	結果記事掲載			
1	栃木市防災ハザードマップ(素案)	総合政策部 危機管理課	令和4年11月18日(金) 令和4年12月19日(月)	1	直接:1件	○	○	R4.12月号	×	実施	未実施	未実施
2	旧栃木警察署跡地土地利用方針(案)	都市建設部 市街地整備課	令和5年4月25日(火) 令和5年5月24日(水)	17	郵送:1件 メール:11件 FAX:1件 直接:4件	○	○	R5.5月号	×	実施	未実施	実施
3	都市計画法第34条第11号に基づく指定区域(案)及び区域指定後の閲覧方法	都市建設部 都市計画課	令和5年8月9日(水) 令和5年9月8日(金)	0	0	○	○	R5.8月号	×	未実施	未実施	未実施
4	栃木市人権施策推進プラン(第3期計画)(2024~2028年度)(案)	生活環境部 人権・男女共同参画課	令和5年10月30日(月) 令和5年11月29日(水)	0	0	○	○	R5.11月号	×	未実施	実施	未実施
5	栃木市道路整備基本計画(改訂版)(素案)	都市建設部 道路河川整備課	令和5年11月20日(月) 令和5年12月20日(水)	0	0	○	○	×	×	未実施	未実施	未実施
6	栃木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和6~8年度】(素案)	保健福祉部 高齢介護課	令和5年12月25日(月) 令和6年1月26日(金)	0	0	○	○	R6.1月号	×	未実施	未実施	未実施
7	栃木市障がい福祉プラン(障がい者計画(第4期計画)、障がい福祉計画(第7期計画)、障がい児福祉計画(第3期計画))(案)	保健福祉部 障がい福祉課	令和6年1月4日(木) 令和6年2月5日(月)	1	直接:1件	○	○	R6.1月号	×	実施	未実施	未実施
8	第2期「栃木市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」(素案)	総合政策部 総合政策課	令和6年1月10日(水) 令和6年2月9日(金)	0	0	○	○	R6.1月号	×	未実施	未実施	未実施
9	栃木市シティプロモーション計画「Tochigi City Promotion Creation 3rd」(素案)	総合政策部 広報課	令和6年1月19日(金) 令和6年2月19日(月)	2	直接:2件	○	○	R6.2月号	×	実施	未実施	未実施
計				21	0							

パブリックコメントを実施しなかった条例、計画等

1. 条例、計画等政策名

(仮称) 栃木東地域学校給食センター整備基本計画 (令和5年8月改訂)

2. パブリックコメントを行わなかった理由

栃木市パブリックコメント手続条例第5条第2号に該当するため。

(上位計画＝栃木市学校給食調理場整備基本計画)

パブリックコメントを実施しなかった条例、計画等

1. 条例、計画等政策名

- ・ 栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例
- ・ 栃木市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 栃木市指定障がい者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・ 栃木市障がい福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 栃木市障がい者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 栃木市福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・ 栃木市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

2. パブリックコメントを行わなかった理由

下記に該当するため（すべて共通）

『栃木市パブリックコメント手続条例

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、実施機関はパブリックコメント手続を実施することを要しない。

- (2) 法令、上位計画等により内容の決定に関して実施機関の裁量の余地がないと認められるとき。

パブリックコメントを実施しなかった条例、計画等

1. 条例、計画等政策名

栃木市道路占用料徴収条例の一部改正

2. パブリックコメントを行わなかった理由

条例第 5 条第 2 号該当

(国の占用料改定に準じ、占用料の改定及び対象施設の追加を行ったため)

パブリックコメントを実施しなかった条例、計画等

1. 条例、計画等政策名

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期）

栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）

2. パブリックコメントを行わなかった理由

栃木市パブリックコメント手続条例第5条第5号に該当するため

（審査会、審議会、調査会その他の附属機関がパブリックコメント手続に準ずる手続を経て報告、答申等をしたものを尊重して決定した政策等について、実施機関がパブリックコメント手続を実施する必要があるものと認めるとき。）